



宮 崎 県 公 報

平成24年7月17日（火曜日） 第 2404 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関（精神通院医療）の指定……………（ “ ” ） 1	

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ” ） 2	
公 告	
○土地改良区の役員の就退任の届出（3件）……（農村整備課） 3	
教育長訓令	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正 する訓令…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 515号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
上 田 龍 行	みまた病院	都城市	内科	平成24年7月1日
杉 田 直 大	県立日南病院	日南市	眼科	平成24年7月1日
渡 邊 正 明	特定医療法人 浩洋会 田中病院	門川町	精神科・ 内科・神 経科	平成24年7月1日
阿 部 真 也	独立行政法人 国立病院機構 都城病院	都城市	外科	平成24年7月1日
國 本 政 瑞 沖	旭化成健康保険組合診療所健診センター	延岡市	内科・呼 吸器内科	平成24年7月1日

宮崎県告示第 516号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
ひゅうが薬局	都城市	薬局	平成24年7月1日
ひむか薬局高鍋上江店	高鍋町	薬局	平成24年7月1日

宮崎県告示第 517号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日 向 市	古市が原谷川1	09- 206- 1 - 028	土 石 流
	千 束 口	I - 1 - 3444	急傾斜地の崩壊
	千束口-新①	I - 1 - 3444-新①	急傾斜地の崩壊
	千束口-新②	I - 1 - 3444-新②	急傾斜地の崩壊
	岩 崎	I - 1 - 1124	急傾斜地の崩壊
	池 の 田	I - 1 - 1125	急傾斜地の崩壊
	権現原谷川	09- 206- 1 - 017	土 石 流

4					
権現原谷川 3	09-206-1-018	土 石 流	門川町	曾根谷川	09-421-1-025 土 石 流
権現原谷川 2	09-206-1-019	土 石 流		内田谷川	09-421-2-044 土 石 流
権現原谷川 1	09-206-1-020	土 石 流		城 畑	I-1-1192 急傾斜地の崩壊
笹野谷川1	09-206-1-011	土 石 流		庵 川	I-1-1193 急傾斜地の崩壊
別府谷川	09-206-2-009	土 石 流		塩屋崎	I-1-1194 急傾斜地の崩壊
中ノ別府- 5	II-1-6448	急傾斜地の崩壊		須賀崎谷川	09-421-3-003 土 石 流
中ノ別府- 6	II-1-6449	急傾斜地の崩壊		庵川西-3	I-1-3468 急傾斜地の崩壊
本 谷 ⑤	II-1-6450	急傾斜地の崩壊		金磯谷川	09-421-2-045 土 石 流
中 の 別 府	I-1-1145	急傾斜地の崩壊		鍋崎谷川	09-421-2-046 土 石 流
出口谷川2	09-422-2-051	土 石 流		谷ノ山谷川	09-421-2-047 土 石 流
出口谷川1	09-422-1-031	土 石 流	椎葉村	拇尾谷川	09-430-1-004 土 石 流
中野原谷川	09-422-1-032	土 石 流		拇尾谷川1	09-430-1-005 土 石 流
出 口	II-1-1219	急傾斜地の崩壊		拇尾谷川	09-430-1-006 土 石 流
出口-1	I-1-3493	急傾斜地の崩壊		中山下	I-1-1407 急傾斜地の崩壊
出口-2	I-1-3494	急傾斜地の崩壊		尾 崎	I-1-1408 急傾斜地の崩壊
中 野 原	I-1-1229	急傾斜地の崩壊		拇 尾	I-2-0066 急傾斜地の崩壊
上中野原	I-1-2125	急傾斜地の崩壊		吐野々	II-1-1409 急傾斜地の崩壊
本 村	I-1-1201	急傾斜地の崩壊		尾崎-1	II-1-7351 急傾斜地の崩壊
石 原	I-1-1208	急傾斜地の崩壊		尾崎-2	II-1-7352 急傾斜地の崩壊
石 櫃	I-1-1127	急傾斜地の崩壊		竹の枝尾	I-1-1413 急傾斜地の崩壊
前田谷川1	09-422-1-028	土 石 流			
前田谷川2	09-422-1-029	土 石 流			
東谷谷川1	09-422-2-041	土 石 流			
東谷谷川2	09-422-2-042	土 石 流			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 518号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
日向市	千束口	I-1-3444	急傾斜地の崩壊	
	千束口-新①	I-1-3444-新①	急傾斜地の崩壊	
	千束口-新②	I-1-3444-新②	急傾斜地の崩壊	
	岩崎	I-1-1124	急傾斜地の崩壊	
	池の田	I-1-1125	急傾斜地の崩壊	
	権現原谷川3	09-206-1-018	土 石 流	
	権現原谷川2	09-206-1-019	土 石 流	
	中ノ別府-5	II-1-6448	急傾斜地の崩壊	
	中ノ別府-6	II-1-6449	急傾斜地の崩壊	
	本谷⑤	II-1-6450	急傾斜地の崩壊	
	中の別府	I-1-1145	急傾斜地の崩壊	
	出口谷川2	09-422-2-051	土 石 流	
	中野原谷川	09-422-1-032	土 石 流	
	出 口	II-1-1219	急傾斜地の崩壊	
	出口-1	I-1-3493	急傾斜地の崩壊	
	出口-2	I-1-3494	急傾斜地の崩壊	
	中野原	I-1-1229	急傾斜地の崩壊	
	上中野原	I-1-2125	急傾斜地の崩壊	
	本 村	I-1-1201	急傾斜地の崩壊	
	石 原	I-1-1208	急傾斜地の崩壊	
	石 櫃	I-1-1127	急傾斜地の崩壊	
	前田谷川1	09-422-1-028	土 石 流	
	門川町	前田谷川2	09-422-1-029	土 石 流
		東谷谷川1	09-422-2-041	土 石 流
東谷谷川2		09-422-2-042	土 石 流	
内田谷川		09-421-2-044	土 石 流	
城 畑		I-1-1192	急傾斜地の崩壊	
庵 川		I-1-1193	急傾斜地の崩壊	
塩屋崎		I-1-1194	急傾斜地の崩壊	
須賀崎谷川		09-421-3-003	土 石 流	
庵川西-3		I-1-3468	急傾斜地の崩壊	
金磯谷川		09-421-2-045	土 石 流	
谷ノ山谷川		09-421-2-047	土 石 流	
椎葉村		拇尾谷川	09-430-1-004	土 石 流
	拇尾谷川1	09-430-1-005	土 石 流	
	中山下	I-1-1407	急傾斜地の崩壊	
	尾 崎	I-1-1408	急傾斜地の崩壊	
	拇 尾	I-2-0066	急傾斜地の崩壊	
	吐野々	II-1-1409	急傾斜地の崩壊	
	尾崎-1	II-1-7351	急傾斜地の崩壊	
	尾崎-2	II-1-7352	急傾斜地の崩壊	
	竹の枝尾	I-1-1413	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠原土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	藤 川 泰 憲	日南市大字楠原 584番地
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	山 口 光 彦	日南市大字楠原1948番地 2
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市鉄肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市鉄肥 8 丁目 4 番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	久 永 剛	日南市鉄肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

(任期：平成26年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 中 茂	日南市大字楠原1973番地
理 事	藤 川 泰 憲	日南市大字楠原 584番地
理 事	大 倉 孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元 利 昭	日南市大字楠原1689番地
理 事	中 村 吉 春	日南市大字楠原2010番地
理 事	石 山 昂	日南市鉄肥 6 丁目 6 番15号 1
理 事	佐 原 勇 次	日南市鉄肥 8 丁目 4 番10号
理 事	水 元 秀 治	日南市大字吉野方 11792番地
監 事	川 越 信 男	日南市大字楠原1502番地
監 事	山 口 新 市	日南市大字楠原1979番地
監 事	久 永 剛	日南市鉄肥 6 丁目 4 番38号
監 事	高 崎 憲 一	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、五十鈴土地改良区（門川町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年 7月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	米 良 成 志	門川町大字門川尾末3873番地 1
副理事長	志 田 豊	門川町大字川内6905番地
会計担当 理 事	中 田 幸 人	門川町大字門川尾末3258番地
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16番地 1
理 事	安 田 敏 明	門川町大字門川尾末2082番地
理 事	岩 佐 高 弘	門川町大字門川尾末1780番地
理 事	蓮 本 繁 利	門川町大字川内6292番地10
理 事	岩 下 哲 毅	門川町大字川内7705番地
理 事	黒 木 誠 一	門川町大字川内6848番地
監 事	太 田 民 雄	門川町大字門川尾末20番地 2
監 事	志 田 和 喜	門川町大字門川尾末4731番地 1

(任期：平成27年 5月13日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 谷 正 純	門川町大字川内6957番地
副理事長	米 良 保 美	門川町大字門川尾末3866番地 2
会計担当 理 事	米 良 正 秋	門川町大字門川尾末3852番地 1
理 事	黒 木 敬 次	門川町大字門川尾末2009番地
理 事	金 丸 武 蔵	門川町大字門川尾末2081番地 1
理 事	野 地 重 男	門川町大字門川尾末16番地 1
理 事	江 川 勲	門川町大字川内6953番地
理 事	金 丸 竹 男	門川町大字川内6344番地
理 事	水 永 大 和	門川町大字川内7129番地

監事	安田 新	門川町平城東11番地5	監事	甲斐 義章	新富町大字上富田90番地
監事	岩切 寅雄	門川町大字川内7691番地	監事	高木 義文	新富町大字新田1268番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新富土地改良区(新富町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年7月17日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	土屋 公俊	新富町大字新田3455番地1
理事	竹内 虎市	新富町大字新田116番地1
理事	高山 邦宏	新富町大字上富田4016番地
理事	高松 宗弘	新富町大字下富田1563番地
理事	中村 賢一	新富町大字伊倉107番地
理事	長友 万藏	新富町大字下富田1303番地
理事	吉野 年三	新富町大字新田8091番地
理事	阪東 和博	新富町大字下富田3326番地
理事	壺岐 健一	新富町大字日置604番地
総括監事	宮脇 国宏	新富町大字下富田2710番地
監事	比江島 輝明	新富町大字上富田2225番地

(任期：平成28年4月28日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	長友 嘉徳	新富町大字下富田1411番地1
理事	比江島 政美	新富町大字下富田3284番地
理事	竹内 虎市	新富町大字新田116番地1
理事	高山 邦宏	新富町大字上富田4016番地
理事	高山 展秀	新富町大字新田2284番地1
理事	高松 宗弘	新富町大字下富田1563番地
理事	滝口 忠幸	新富町大字伊倉280番地
理事	井上 勝彦	新富町大字新田7781番地
理事	壺岐 健一	新富町大字日置604番地
監事	小川 春敏	新富町大字新田3451番地
監事	越智 章	新富町大字下富田3839番地2
監事	押川 博司	新富町大字新田8925番地
監事	宮脇 国宏	新富町大字下富田2710番地

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成24年7月17日

宮崎県教育委員会教育長 飛田 洋

宮崎県教育委員会教育長訓令第4号

本庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程(平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2(第4条関係) 本庁各課(室)特定専決事項			別表第2(第4条関係) 本庁各課(室)特定専決事項		
課(室)	事項	専決区分	課(室)	事項	専決区分
		教課課			教課課

		育 次 長	(室) 長	(室) 長 補 佐
	[略]			
4 教職 員課	[略]			
	(6) [略]			
	(7) 県費負担教職員の子ども手当のうち、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)附則第3条の規定により認定の請求があったものとみなされたものの認定に関すること。			○
	(8)~(13) [略]			
	[略]			

別表第3 (第5条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
	[略]	
教育事務 所長共通 専決事項	[略]	(1)・(2) [略] (3) 県費負担教職員の子ども手当の認定に関すること(教職員課特定専決事項を除く。) (4) [略]
	[略]	
スポーツ 指導セン ター所長 専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。
	[略]	
西都原考 古博物館 副館長専 決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 (2) [略]
	[略]	
出先機関 及び教育 機関の庶 務業務を 主管する 課長共通 専決事項	[略]	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 (3) [略]
	[略]	
県立学校 事務長共 通専決事 項	[略]	(1)~(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。
	[略]	

附 則

		育 次 長	(室) 長	(室) 長 補 佐
	[略]			
4 教職 員課	[略]			
	(6) [略]			
	(7)~(12) [略]			
	[略]			

別表第3 (第5条関係)

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
	[略]	
教育事務 所長共通 専決事項	[略]	(1)・(2) [略] (3) [略]
	[略]	
スポーツ 指導セン ター所長 専決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。
	[略]	
西都原考 古博物館 副館長専 決事項	[略]	(1) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 (2) [略]
	[略]	
出先機関 及び教育 機関の庶 務業務を 主管する 課長共通 専決事項	[略]	(1) [略] (2) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 (3) [略]
	[略]	
県立学校 事務長共 通専決事 項	[略]	(1)~(4) [略] (5) 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。
	[略]	

この訓令は、公表の日から施行する。

--	--